CC　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CD　当該市町村における公立学校施設の実態調査（令和 8 年 5 月 8 日付け 8 施施助第 7 号各都道府県教育委員会施設主管課長あて文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知。以下この表において「公立学校施設の実態調査」という。）によつて文部科学省に報告された市町村立の小学校ごとの地方単独事業として建設又は借用した一時使用・借用建物（児童又は生徒の増加若しくは災害による校舎の損壊により一時的に教室として使用するため、令和３年１０月１日から令和８年５月１日に供用が開始されたものに限る。以下この表において「プレハブ校舎」という。）の令和８年５月１日現在の一時使用面積又は借用面積（当該面積が当該調査によつて文部科学省に報告された整備資格面積を超えるときは当該整備資格面積とする。以下この表において同じ。）の合計数

CE　当該市町村における公立学校施設の実態調査によつて文部科学省に報告された市町村立の中学校ごとの地方単独事業として建設又は借用したプレハブ校舎の令和８年５月１日現在の一時使用面積又は借用面積の合計数（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CC　前年度以前の年度における符号 AO に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）